

赤ちゃん訪問事業お祝い品用手提げ袋広告募集要領

(趣旨)

第 1条 赤ちゃん訪問事業で活用している赤ちゃん訪問事業お祝い品用手提げ袋（以下「手提げ袋」という。）への広告掲載の募集について、名古屋市広告掲載要綱第 5条及び第 6条の規定並びに子ども青少年局広告掲載要領（以下「局要領」という。）第 6条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

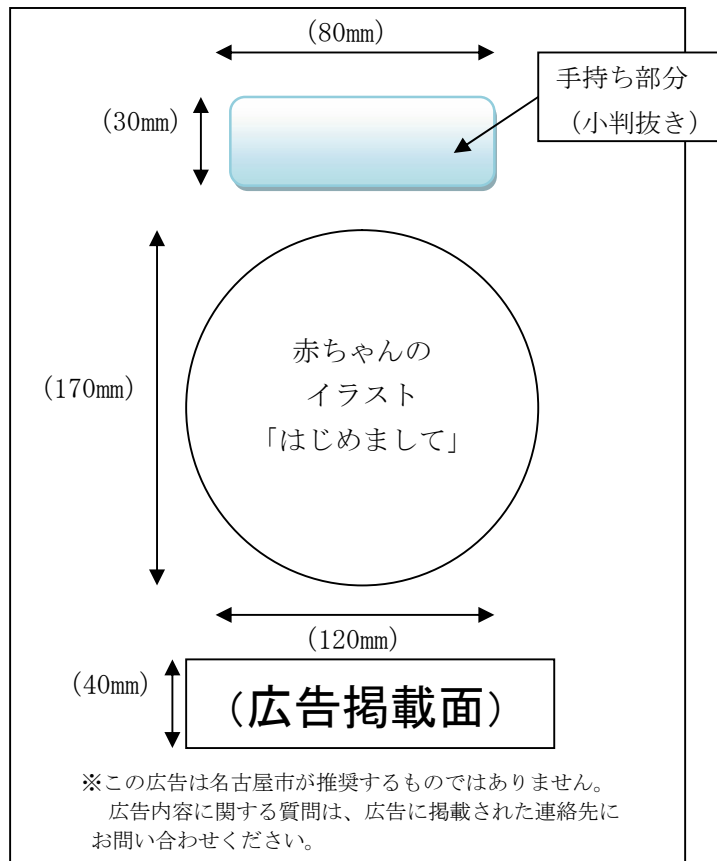
第 2条 広告掲載を募集する手提げ袋は、赤ちゃん訪問事業のお祝い品や地域の子育て情報にかかるチラシ等を入れ、名古屋市内に住所を有する出生後 3か月から 7か月までの第 1子のいる子育て家庭に届けるもので、その概要は次の表のとおりとする。

(1)	名 称	赤ちゃん訪問事業お祝い品用手提げ袋
(2)	規 格	250× 350mm 低密度ポリエチレン
(3)	発行予定枚数	11,510枚
(4)	発 行 時 期	令和 8年 3月
(5)	配 布 時 期	令和 8年 4月～令和 9年 3月
(6)	配 布 方 法	赤ちゃん訪問を実施する主任児童委員等が、お祝い品等を入れて配布する。

(掲載広告)

第 3条 手提げ袋に掲載する広告の概要は次のとおりとする。

(1)	掲 載 面	袋の表面（下図参照）
(2)	広告スペース	天地40mm、左右 120mm（下図参照）
(3)	広 告 枠 数	1枠
(4)	色 数	4色刷
(5)	広 告 掲 載 料	金80,000円以上 ただし、発行枚数の変動に関わらず、広告掲載料は決定時の金額とする。
(6)	そ の 他	広告面には、広告主の連絡先を記入するものとする。（広告主ウェブサイトの URLの掲載も可）



(募集期間)

第 4条 手提げ袋に掲載する広告の募集期間は、令和 7年10月 7日（火）から令和 7年11月 7日（金）までとする。

(申込み手続き)

第 5条 手提げ袋に掲載する広告の掲載申込みを行う者は、前条に規定する募集期間中に名古屋市子ども青少年局広告掲載申込書兼見積書（様式第 1号）に、掲載したい広告デザインを記載した書面を添えて、持参又は郵送又は電子メールにて申し込むものとする。

申込み先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子育て支援課

E-mail : a3083@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(選考方法)

第 6条 手提げ袋への広告掲載の可否は、広告内容について局要領第 9条第 1項の規定に基づく審査会の承認を経て決定する。

2 広告の掲載申込者が複数あった場合は、提示金額の高い者に決定し、提示金額が同額の場合は、次の各号に掲げる順位により決定するものとする。

(1) 第 1順位 名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱第 7条第 1項の規定により子育て支援企業に認定されている者であること

(2) 第 2 順位 市内に本社、支店、営業所等を有する事業者又は商店街、専門店街等の連合体であること

3 前項の選考によってもなお決定できない場合は、抽選により決定する。

(広告掲載料の納入)

第 7 条 市長は、第 6 条により広告掲載の決定を受けた者（以下、「広告掲載者」という）へ広告掲載料の納入を通知する。

2 広告掲載者は、前項により納入通知を受けたときは、本市の定める期日までに広告掲載料を一括前納するものとする。

(掲載手続き)

第 8 条 広告掲載者は、手提げ袋に掲載する広告原稿を完成原稿で作成し、電子データ（GIF又はJPEG、及びイラストレーターで使用可能な形式）により、令和 7 年 12 月 5 日（金）までに子育て支援課あて提出するものとする。

(その他)

第 9 条 この要領に定めがない事項については、子ども青少年局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 7 日から施行する。

(様式第 1号)

名古屋市子ども青少年局広告掲載申込書兼見積書

年 月 日

(宛て先) 名古屋市長

(申込者)

住所 〒

団 体 名

代表者名

代表者の生年月日

(担当者)

氏名

電話

FAX

e-mail

赤ちゃん訪問事業お祝い品用手提げ袋に広告を掲載したいので、次のとおり申込みします。申込みに当たっては名古屋市子ども青少年局広告掲載要領の規定を遵守することに同意します。

1 申込み内容 (該当項目のみ記入してください。)

(1) 掲載希望枠数 1 枠

(2) 掲載期間 令和 8年 4月から令和 9年 3月まで

(3) (希望) 掲載料 ￥ ★ (税込み)

2 広告の内容 (該当項目のみ記入してください。)

(1) 掲載する広告の原稿案

別紙

(2) リンク先ホームページの内容

ア URL

イ リンク先の内容 (別紙でも可)

(注) 名古屋市暴力団排除条例第 7条の規定により、暴力団の利益になる広告掲載は行いません。また、使用許可後に暴力団の利益になる広告であることが判明したときは、広告掲載の決定の取り消し等を行います。上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。